

# 実質的支配者について

犯罪収益移転防止法に基づき、法人顧客との取引において、「当該法人の実質的支配者の氏名・住居・生年月日」ならびに「当該法人と実質的支配者との関係」を確認させていただきます。実質的支配者とは、議決権の25%超を直接または間接に保有するなど、法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方をいいます。

## 【注意事項】

- 議決権の保有状況の算出には直接保有分と間接保有（※）分を合算します。

<b>直接保有分</b>	その個人が、法人契約者の議決権を保有している場合、その個人が保有している法人契約者の議決権を「直接保有分」といいます。
<b>間接保有分</b>	その個人の支配法人（その個人が議決権の50%超を保有する法人をいいます。）が、法人契約者の議決権を保有している場合、その支配法人が保有している法人契約者の議決権を「間接保有分」といいます。

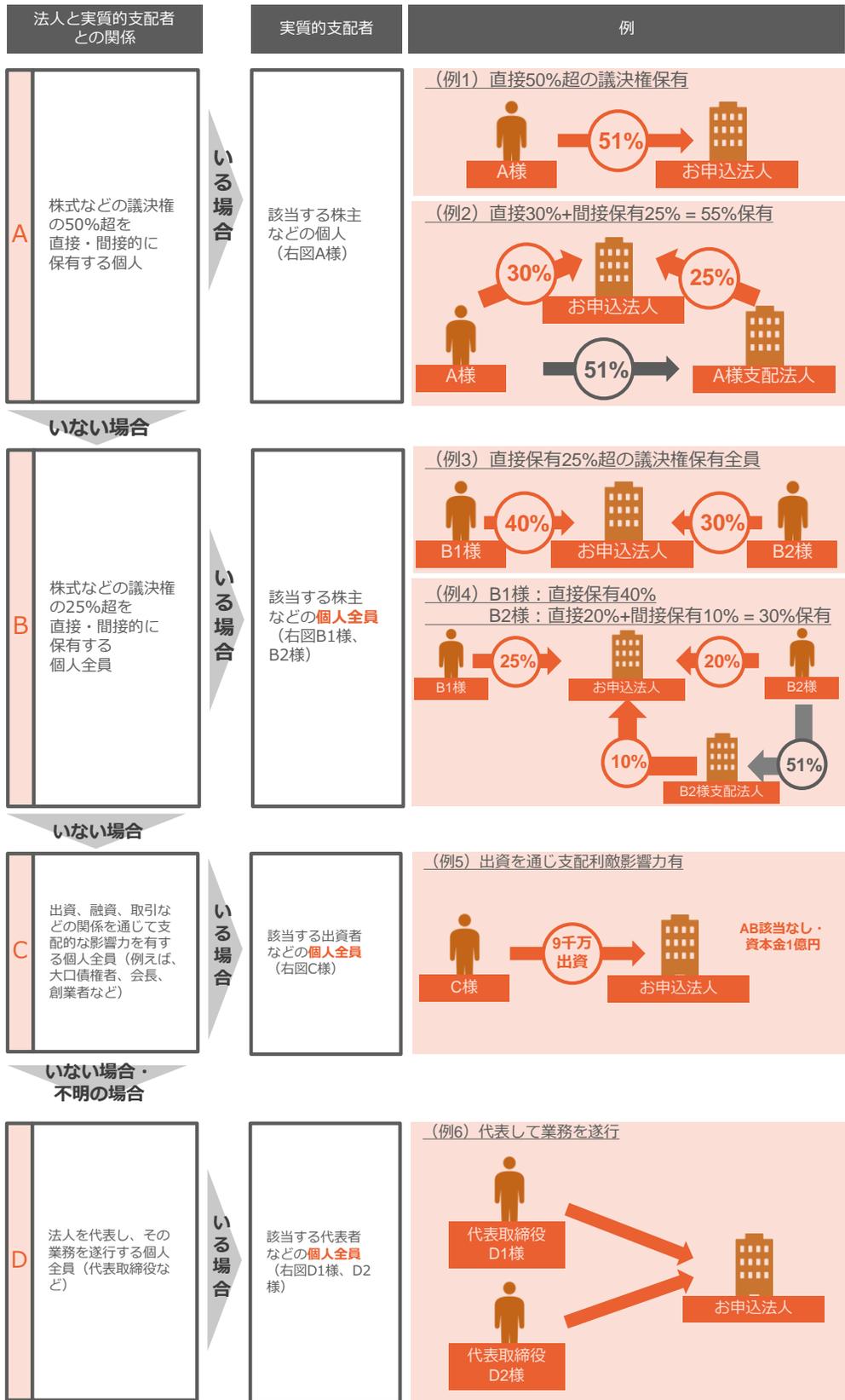
- 議決権を保有していても、病気などで事業経営を支配する意思・能力がないことが明らかな場合などは除きます。
- 上記のように、間接保有分を計算することから、実質的支配者は原則個人まで遡ることとなります。ただし、国、地方公共団体、上場企業などが保有する議決権については、それ以上遡る必要はありません。

お申込法人の形態に応じて以下①～③をご確認のうえ、実質的支配者を特定してください。

①	お申込法人が個人事業主・人格のない社団または財団・国等 (国、地方公共団体、独立行政法人)	実質的支配者を特定いただく必要はありません。
②	お申込法人が資本多数決法人 (株式会社、投資法人、特定目的会社 など)	P2をご確認いただき、法人と実質的支配者との関係およびその例を参考に実質的支配者を特定してください。
③	お申込法人が資本多数決以外の法人 (一般社団法人、学校法人、医療法人 など)	P3をご確認いただき、法人と実質的支配者との関係に該当する実質的支配者を特定してください。

お申込法人が資本多数決法人  
(株式会社、投資法人、特定目的会社 など)

法人と実質的支配者との関係およびその例を参考に実質的支配者を特定してください。



③

お申込法人が資本多数決以外の法人  
(一般社団法人、学校法人、医療法人  
など)

法人と実質的支配者との関係に該  
当する実質的支配者を特定してく  
ださい。

